

○久居市水道水源保護条例

(昭和六十三年二月二十二日
条例 第三号)

(目的)

第一条 この条例は、水道法(昭和三十三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もつて住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 水源 法第三条第八項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- 二 水源保護地域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が指定する区域をいう。
- 三 対象事業 別表に掲げる事業をいう。
- 四 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場

第十一編 公営企業 (久居市水道水源保護条例)

その他の事業場で、第八条第三項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

五 広域水源保護 本市、津市及び美里村の区域に係る水源の保護をいう。

(本市の責務)

第三条 本市は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

(管理者の責務)

第四条 管理者は、水源の水質の保全に努めなければならない。

(住民等の責務)

第五条 何人も、本市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定等)

第六条 管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

2 管理者は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ久居市水道水源保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 管理者は、第一項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。

4 前二項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第七条 何人も、水源保護地域のうち、本市の区域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

(事前の協議及び措置等)

第八条 水源保護地域のうち、本市の区域内において、対象事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、あらかじめ管理者に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を採らなければならない。

2 管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を採らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を採るよう勧告するものとする。

3 管理者は、第一項の規定による協議の申出があつた場合において、久居市水道水源保護審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(一時停止命令)

第九条 管理者は、事業者が前条第二項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。
(措置要請)

第十条 管理者は、水源保護地域のうち、本市の区域外において対象事業を行おうとする者があるときは、関係地方公共団体に對し、適当な措置を採ることを要請するものとする。

(広域水源保護の相互協力)

第十一条 本市は、広域水源保護のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体等に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項に規定する協議会の設置その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体等から本市に對し、当該協力の要請があつたときは、これに應ずるものとする。
(審議会の設置)

第十二条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法第三十八条の四第三項の規定に基づき、久居市水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、本市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。

(組織)

第十三条 審議会は、委員十一人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 市議会の議員
- 二 学識経験を有する者

* c [久居市四一]

* c [久居市四一]

三 関係行政機関の職員

四 その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)

第十五条 審議会に会長及び副会長を一人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議等)

第十六条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、水道課において処理する。

5 第十二条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関

し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反した者
- 二 第九条の規定による命令に違反した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和六十三年三月十日から施行する。ただし、第十二条から第十七条までの規定は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

事 業 の 名 称	1	2	3
砕石業	1		
砂利採取業	2		
産業廃棄物処理業	3		